

議案第203号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第2項の規定により議決を求める。

令和元年11月27日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
A 第 8 3 5 号 線	53 23	4 00	さいたま市桜区大字 大久保領家字道場3 78番11地先	さいたま市桜区大字 大久保領家字道場3 78番10地先	
B 第 5 4 0 号 線	99 42	4 30	さいたま市桜区中島 四丁目362番5地 先	さいたま市桜区中島 四丁目363番1地 先	
D 第 6 8 5 号 線	58 06	4 20	さいたま市南区内谷 五丁目54番1地先	さいたま市南区内谷 五丁目54番7地先	
D 第 6 8 6 号 線	77 30	4 00	さいたま市南区四谷 三丁目9番10地先	さいたま市南区四谷 三丁目9番12地先	
J 第 4 8 9 号 線	76 35	4 30	さいたま市緑区大字 三室字西宿1245 番5地先	さいたま市緑区大字 三室字西宿1246 番3地先	
1 2 8 9 7 号 線	83 34	4 00	さいたま市見沼区大 和田町二丁目405 番11地先	さいたま市見沼区大 和田町二丁目405 番12地先	
1 2 8 9 8 号 線	151 73	6 00	さいたま市見沼区大 和田町二丁目407 番18地先	さいたま市見沼区大 和田町二丁目407 番5地先	
2 2 5 9 0 号 線	57 05	3 51 ～ 4 60	さいたま市見沼区大 字片柳字原山119 3番1地先	さいたま市見沼区大 字片柳字原山119 4番1地先	
3 5 9 8 号 線	58 74	5 00	さいたま市岩槻区城 南二丁目290番4 地先	さいたま市岩槻区城 南二丁目290番9 地先	